

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る法対象条例見解書の写しの縦覧について  
（お知らせ）

- 1 法対象事業の名称  
中央新幹線（東京都・名古屋市間）
- 2 法対象事業者  
住 所 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ  
名 称 東海旅客鉄道株式会社  
代表者 代表取締役社長 山田 佳臣
- 3 公告日 平成25年11月26日（火）
- 4 法対象条例見解書の写しの縦覧
  - (1) 縦覧期間  
平成25年11月26日（火）から平成25年12月25日（水）まで  
土曜日、日曜及び祝日は除きます。ただし、高津区役所、宮前区役所及び麻生区役所では、第2土曜日の午前中も縦覧を行います。また、鶴川市民センターでは、第2・第4日曜日にも縦覧を行います。
  - (2) 縦覧時間  
川崎市：午前8時30分から午後5時まで  
神奈川県川崎県民センター：午前8時30分から午後5時15分まで  
（水曜日は午後6時まで）  
横浜市青葉区役所：午前8時45分から午後5時まで  
横浜市役所：午前8時45分から午後5時15分まで  
町田市：午前9時30分から午後4時30分まで
  - (3) 縦覧場所  
川崎市：中原区役所、高津区役所、高津区役所橘出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室）、神奈川県川崎県民センター  
横浜市：青葉区役所（区政推進課）、横浜市役所（環境創造局環境影響評価課）  
町田市：鶴川市民センター及び町田市役所（総務部市政情報課、環境資源部環境保全課）
- 5 問合せ先  
名 称 東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（神奈川）  
住 所 相模原市中央区相模原4-3-14 相模原第一生命ビル4F  
電話番号 042-756-7261

# 環境アセスメント

## 「中央新幹線法対象条例見解書」

### 縦覧等のお知らせ

平成25年11月26日

1 川崎市環境影響評価に関する条例第59条第2項に基づき中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る法対象条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「法対象条例見解書」とは、法対象条例準備書に係る市民意見等の概要と意見に対する法対象事業者の見解を示したものです。

|             |              |  |
|-------------|--------------|--|
| 法対象事業の基本的事項 | 法対象事業者       | 東海旅客鉄道株式会社<br>代表取締役社長 山田 佳臣<br>名古屋市中村区名駅一丁目1番4号<br>JRセントラルタワーズ   |
|             | 法対象事業者の名称    | 中央新幹線（東京都・名古屋市間）   |
|             | 法対象事業の種類     | 鉄道又は軌道の新設  |
|             | 法対象事業を実施する区域 | 起点：東京都港区 終点：愛知県名古屋市<br>川崎市内については、中原区、高津区、宮前区、麻生区   |
|             | 法対象事業の目的     | 中央新幹線（東京都・名古屋市間）の整備  |
|             | 法対象事業の内容     | 超電導磁気浮上式による中央新幹線の整備  |
|             | 法対象事業の施行期間   | 着手予定：平成26年度<br>完了予定：平成39年度   |
| 縦覧のお知らせ     | 縦覧期間及び時間     | 期間：平成25年11月26日（火）から平成25年12月25日（水）まで<br>時間：川崎市：午前8時30分から午後5時まで<br>神奈川県川崎県民センター：午前8時30分から午後5時15分まで（水曜日は午後6時30分まで）<br>横浜市青葉区役所：午前8時45分から午後5時まで<br>横浜市役所：午前8時45分から午後5時15分まで<br>町田市：午前9時30分から午後4時30分まで<br>土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、高津区役所、宮前区役所及び麻生区役所では、第2土曜日の午前中も縦覧を行います。また、鶴川市民センターでは、第2・第4日曜日にも縦覧を行います。<br>上記期間中、本市ホームページにて標記法対象条例見解書の内容を御覧になれます。<br><a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html</a> |
|             | 縦覧場所         | 川崎市：中原区役所、高津区役所、高津区役所橘出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室）、神奈川県川崎県民センター、横浜市：青葉区役所（区政推進課）及び横浜市役所（環境創造局環境影響評価課）、町田市：鶴川市民センター及び町田市役所（総務部市政情報課、環境資源部環境保全課）   |
|             | 問合せ先         | 川崎市環境局環境評価室<br>〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地<br>電話番号：044-200-2156   |

## 2 法対象条例公聴会について

法対象条例準備書関係住民から法対象条例公聴会において意見を述べたい旨の申出あった場合で市長が必要と認めるときは、法対象条例公聴会の開催について公告します。

|   |   |
|---|---|
| 開催予定日時・場所   | <b>【第1回】</b><br>平成26年1月18日(土) 午前10時(9時30分開場)<br>麻生区役所会議室(麻生区万福寺1-5-1)<br><b>【第2回】</b><br>平成26年1月19日(日) 午前10時(9時30分開場)<br>宮前区役所会議室(宮前区宮前平2-20-5)<br><br>*法対象公聴会と同時開催の予定です。 |
| 法対象事業の名称  | 中央新幹線(東京都・名古屋市間)  |
| 意見を聴こうとする事項   | 人と自然とのふれあい活動の場、地域交通(交通混雑、交通安全)に係る予測評価について   |
| 意見を述べたい旨の申出<br>(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする方は、川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)あて、意見を述べたい旨の申出をしてください。<br>(2) <u>法対象条例公聴会において意見を述べたい旨の申出ができる方は、法対象条例準備書関係地域である中原区、高津区、宮前区、麻生区、横浜市青葉区、町田市能ヶ谷六丁目、同能ヶ谷七丁目及び同広袴町に①住所又は勤務場所を有する方、②農業、林業又は漁業に従事する方及び③事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体です。</u><br>(3) 意見を述べたい旨の申出をしようとする方は、住所、氏名(在勤の方は勤務先の名称及び所在地も記載、法人等にあつては名称及び代表者の氏名)、法対象事業の名称、意見を述べたい会場(麻生区役所もしくは宮前区役所)、申出の理由及び意見の要旨を記載した書面によりその旨を申し出てください。意見の要旨には、上記「意見を聴こうとする事項」について個別的、具体的意見を要領よく簡潔に記述してください。<br>「意見を述べたい旨の申出書」(第1号様式)を各縦覧場所に用意していますので御利用ください。<br>(4) <u>意見を述べたい旨の申出期限は、平成25年12月25日(水)です。</u> (郵送の場合、12月25日消印有効) |   |

(その他の事項)

- (1) 公述人に選定された方は、1月18日(土)もしくは19日(日)開催の法対象条例公聴会に出席し、公述していただきます。
- (2) 意見を述べたい旨の申出が多数のときは、申出のあった方の中から公平かつ適正に選定し、その結果は本人あて通知します。
- (3) 法対象条例公聴会において意見を述べたい旨の申出ができる方からの申出がなかった場合、法対象条例公聴会は開催しません。

\* 問合せ先及び意見を述べたい旨の申出先は、川崎市環境局環境評価室(電話044-200-2156)です。

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>